



加工食品の原料原産地表示制度

— 検討会中間取りまとめを中心に —

山口 由紀子
Yamaguchi Yukiko

相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授
専門は、消費者行政・消費者法、経済法、国際経済法。社会保障審議会、相模原市消費生活審議会等の委員を務める。

はじめに — 加工食品の生産・流通の現状 —

2011年に、わが国において飲食費として支出された金額のうち、加工食品は5割、外食は3割程度とこれらの割合が8割を超えます*1。家計における調理食品や外食への支出が増え、食の外部化が進んでいることなどが背景にあります。

食品の生産から消費までの過程をフードチェーン(図1)といい、その過程で、加工食品を製造するために、食品製造業で原材料として用いられる食材の金額を見ると、国産の農林水産物は7割、輸入農林水産物が1割程度、輸入加工食品は2割弱で、輸入食材が3割となっており、輸入の割合が増加しています。

消費者庁の調査*2によれば、消費者が加工食

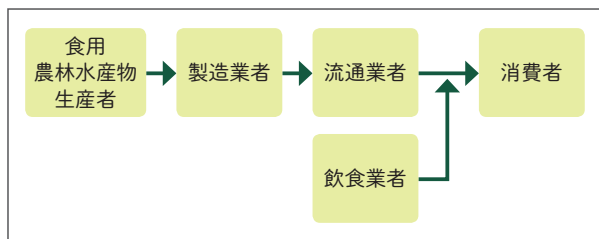


図1 食品の生産から消費までの過程—フードチェーン

*1 農林水産省「平成23年(2011年)農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表(飲食費のフローを含む。)(2016年)(http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sangyou_renkan_flow23/)(以下、本稿のウェブサイト・アドレスは2017年4月14日現在のものである)。

*2 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会(第3回)資料「消費者に対する調査について」(2016年3月31日開催)(http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/pdf/160331_shiryout1.pdf)。

品を購入する際に参考にする情報として、価格、消費期限・賞味期限は6~7割が「いつも参考にしている」と回答し、輸入品の原産国名、原料原産地名については、「いつも参考にしている」が4割近くで、「ときどき参考にしている」と合わせると7割を超えます。そして、参考にする理由については、「原料が国産のものを選びたい」が6割半ばを占め、「原料が特定の原産国のものを選びたい又は選びたくない」が4割などとなっています。

加工食品の原料原産地表示制度とは

食品表示に関する規制として、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)では、一般消費者に誤認される表示を不当表示として規制します。そして食品表示法では、食品表示基準により、一定の事項の表示を義務づけます。食品の原産地について、加工食品の場合、輸入品は原産国名の表示が、国内で製造される加工食品の一部には原料原産地名の表示が義務づけられています。原材料の産地が表示されていなければ、国産原材料を使用していると消費者に誤認されるおそれがあるためです。生鮮食品にも原産地表示が義務づけられています。

現在、原料原産地表示の義務づけの対象とされるのは、22食品群と個別の4品目(農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ蒲焼き、かつお削り節)です。例えば、うなぎ蒲焼きの場合、原材

料名の後にカッコ書きで原料原産地名(国産品は「国産」、輸入品は原産国名)を「うなぎ(〇〇)」と記載します。そして、「①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品」であることが、その選定要件とされてきました。しかし、これまでのところ義務表示の対象は、一部の加工食品にとどまっています。

検討会中間取りまとめのポイント

原料原産地表示の対象品目の拡大については、「消費者基本計画」(2015年3月24日閣議決定)などにおいて政府の検討課題とされ、2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、すべての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」こととされました。これらを踏まえ、消費者庁と農林水産省により「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」が設置され、2016年11月に中間取りまとめが公表されました*3。

中間取りまとめでは、今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法および表示媒体について、次のような考え方が提言されています。まず、義務表示の対象となる加工食品として、国内で製造または加工したすべての加工食品をその対象とします。ただし、食品を製造し、または加工した場所で販売する(例えば、スーパーマーケットの店内で総菜を製造し、販売する場合などは、義務表示の対象にはなりません。義務表示の対象となる原材料は、製品に占める

*3 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」(2016年11月29日)(http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/pdf/food_labeling-other_161129_0002.pdf)。

原材料名 大豆(日本)
原材料名 豚肉(カナダ、アメリカ)
原材料名 大豆(アメリカ、カナダ、ブラジル)
原材料名 小麦(アメリカ、カナダ、その他)

図2 原則：国別重量順表示(表示例)

(出所)加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会(第8回)資料1および同(第9回)資料1を基に筆者作成。

重量割合上位1位の原材料です。なお、重量割合が上位2位以降の原材料について、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことは妨げないとされています。

次に、表示の方法は、「国別重量順表示」を原則とします(図2)。国別に重量割合の高いものから順に国名を表示します。3カ国以上ある場合は、現行ルールと同様に、3カ国目以降を「その他」と表示することができます。ただし、それが難しい場合には、消費者の誤認を防止するための方法を明確にしたうえで、例外的な表示方法を認めることとしています。

そして、表示媒体については、容器包装に表示します。これは、産地情報を入手する手段として、食品に表示されている表示を確認する消費者が多いためです。このほか、事業者はインターネットなどにより自主的かつ積極的な情報提供に努めることとされています。

例外的な表示方法について

産地切り替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、対象原材料の「国別重量順」表示が困難であると見込まれる場合、例外として、①可能性表示(「又は」表示)、②大括り表示(「輸入」表示)、および③大括り表示+可能性表示が認められます(図3)。そして、対象原材料が中間加工原材料である場合は、その原材料の製造地を「〇〇(国名)製造」と表示します。

①可能性表示は、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に

● 例外1：可能性表示

原材料名 豚肉(カナダ又はアメリカ)

原材料名 豚肉(アメリカ又は国産)

原材料名 大豆(アメリカ又はカナダ又はブラジル)

原材料名 豚肉(カナダ又はアメリカ又はその他)

(以下のような注意書きを付記する。)

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※豚肉の産地は、平成□年までの使用予定の順に基づき表示

● 例外2：大括り表示

原材料名 豚ロース肉(輸入)

原材料名 大豆(輸入、国産)

● 例外3：大括り表示＋可能性表示

原材料名 豚肉(輸入又は国産)

(以下のような注意書きを付記する。)

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

● 例外4：中間加工原材料の表示

原材料名 りんご果汁(ドイツ製造)

原材料名 小麦粉(国内製造)

原材料名 りんご果汁(ドイツ製造又は国内製造)

(可能性表示(「又は」表示)の場合、以下のような注意書きを付記する。)

※りんご果汁の製造地は、平成〇年の取扱実績順

原材料名 りんご果汁(りんご(ドイツ、ハンガリー))

(中間加工原材料の原料の産地を表示する場合)

図3 例外的な表示方法(表示例)

(出所)加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会(第9回)資料1を基に筆者作成。

「又は」でつないで表示する方法です。使用実績や使用計画等の明確な根拠に基づき産地を列举し、その旨の注意書きを付記します。事業者は、これらの根拠となる書類を備え置く必要があります。

②大括り表示は、3カ国以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品(合計)と国産との間で、重量割合の高いものから順に表示します。そして、輸入品(合計)と国産を重量順に表示することが困難である場合、③大括り表示＋可能性表示(「輸入又は国産(国産又は輸入)」)を行うことができます。この場合も、明確な根拠を持つ表示であることの注意書きを

付記します。

中間加工原材料は、加工食品の原材料となる加工食品であり、その製造地を表示します。製造地表示は、国別重量順表示を原則とし、例外として可能性表示と大括り表示が認められます。ただし、中間加工品の原料の産地が判明している場合は、それを表示することができます。

◇◇◇ おわりに ◇◇◇

今日、フードチェーンの複雑化、グローバル化、食の外部化の進展などにより、食品の生産・流通、および消費をめぐる環境は変化し、その実態を反映する表示として、加工食品の原料原産地表示が、すべての加工食品に拡大されることとなり、経過措置期間を設けて、実施される見通しです。なお、22食品群と4品目の表示方法については、現行通り維持されます。そして、今回の検討により、個別品目として、おにぎりの「のり」を義務表示の対象とすることとしています。

原材料の品質の差異を前提として表示を義務づける従来の制度とは異なり、義務表示の対象をすべての加工食品に拡大する一方、特に例外表示について、消費者団体からは、原則の国別表示よりも、例外表示が用いられる場合が多くなるのではないかと、輸入品と国産を混合使用する場合、例外表示は、国産原材料について消費者を誤認させるおそれがあるのではないかと、例外表示の曖昧さから、産地情報として不十分であるといった意見が出されています。そこで、実態とのかい離がなく、分かりやすい表示が求められます。そして、適正な表示を担保するしくみについても考える必要があります。

私たち消費者が、生産・流通の現状を理解し、適切に食を選択できるしくみとして、原料原産地表示制度が充実・強化されることが望まれます。